

第7期愛知県障害福祉計画における目標設定について

資料4の別紙2(1)

○設定の考え方

「1①2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数」は、ニーズ調査の結果をもとに本県の実情に合わせて設定。それ以外は、国の基本指針に即して設定。

	目標とする項目案	第7期計画の目標(値)案	第6期計画			
			目標(値)	進捗状況(2022年度実績)	進捗率	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	①2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数	147人 別紙のとおり	142人	累計93人	65.5%
		②2026年度末までの施設入所者削減数	185人 〔2022年度末時点における施設入所者の5%以上削減 3,682人×5%=185人〕	61人 〔2019年度末時点における施設入所者の1.6%以上削減 3,806人×1.6%=61人〕	124人	203.8%
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	316日以上	(326.1日) ※2019年度退院者	—
		②精神病床における1年以上長期入院患者数 ア 65歳以上 イ 65歳未満	ア 3,422人 イ 2,915人	ア 2,349人(2020年度3,379人から1,030人減) イ 2,549人(2020年度3,112人から563人減)	ア 3,295人(84人減) イ 2,962人(150人減)	8.2% 26.6%
		③精神病床の早期退院率	ア 入院後3か月時点の退院率:68.9% イ 入院後6か月時点の退院率:84.5% ウ 入院後1年時点の退院率:91.0%	ア 入院後3か月時点の退院率:69% イ 入院後6か月時点の退院率:86% ウ 入院後1年時点の退院率:92%	〔ア 68.5% イ 84.6% ウ 91.1%〕 ※2019年度入院者	—
3	地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の機能の充実 変更	各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同設置も可能)し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討する	<地域生活支援拠点等の整備> 2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する	54市町村 ※2023年6月	達成
		②強度行動障害のある人に対する支援体制の整備 新規	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める	<地域生活支援与点等の運用状況の検証等> 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する	51市町村 ※予定含む	94.4%
				—	—	—
4	福祉施設から一般就労への移行等	①就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者の数	一般就労移行者数2,153人(2021年度実績の1.28倍) 就労移行支援事業所:1,538人(同1.31倍) 就労継続支援A型事業所:336人(同1.29倍) 就労継続支援B型事業所:196人(同1.28倍) その他:83人	一般就労移行者数1,736人(2019年度実績の1.27倍) 就労移行支援事業所:1,269人(同1.3倍) 就労継続支援A型事業所:213人(同1.26倍) 就労継続支援B型事業所:155人(同1.23倍) その他:99人	一般就労移行者数1,866人 就労移行支援事業所:1,219人 就労継続支援A型事業所:367人 就労継続支援B型事業所:174人 その他:104人	107.5% (全体)
		②就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 新規	5割以上の事業所を全体の5割以上	—	—	—

	目標とする項目案	第7期計画の目標(値)案	第6期計画			
			目標(値)	進捗状況(2022年度実績)	進捗率	
4	福祉施設から一般就労への移行等(続き)	③就労定着支援事業の利用者数 変更	2,134人 (2021年度実績の1.41倍 1,513人×1.41倍=2,134人)	2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を7割以上とする	約2.6割	37.5%
		④就労定着支援事業所における就労定着率 変更	7割以上の事業所を全体の2.5割以上 ※過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3.5年以上、6.5年未満の期間継続して就労している者の割合又は就労していた者の割合	8割以上の事業所を全体の7割以上 ※過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数	約7.3割	104.8%
		⑤地域の就労支援のネットワークの強化 新規	県において雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を取組を進める	—	—	—
5	障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)の推進 変更	(1)児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上(圏域設置でも可) (2)児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)を推進する体制を構築する	(1)児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上(圏域設置でも可) (2)全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	31市町村(圏域設置含む) 41市町村(圏域設置含む)	57.4% 75.9%
		②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 変更	県等において、難聴児支援のための中核的機能及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める	県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する	体制の検討の場として協議会を設置	—
		③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)	各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)	33市町村(圏域設置含む)	61.1%
		④医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 変更	(1)県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する (2)県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(圏域設置でも可)	<医療的ケア支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置> 県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する(圏域設置でも可)	<協議会の場> 県 設置済 圏域 11圏域設置済 市町村 54市町村設置済 <コーディネーター> 県 配置済 市町村 53市町村配置済	100% 100% 100% 100% 98.1%
		⑤移行調整の協議の場の設置 新規	障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において移行調整に係る協議の場を設置する	—	—	—
6	相談支援体制の充実・強化等 変更	(1)各市町村において、基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する (2)各市町村において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する	各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	【参考】 ○総合的・専門的な相談支援の実施体制 有 45市町村 ○地域の相談支援体制の強化 { 専門的な指導・助言、人材育成に向けた } 取組等の件数 計2,826件	—	
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する	県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する	【参考】 ○障害福祉サービスに係る研修への市町村職員参加人数 172人 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 115回 ○指導監査結果の関係市町村との共有回数 593回	—	